

1. 委員会が議決を行う事務の内容 【法人の中期目標及び組織・業務の見直しに関するもの】

	内 容	根 拠	備考
1	特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更の際の意見	第8条第4項	新規
2	知事による中期目標の作成・変更の際の意見	第25条第3項	
3	中期目標期間における業務の実績についての評価	第30条	
4	中期目標期間における業務実績の評価結果の法人及び知事に対する通知	第30条	
5	中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第30条	
6	中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	第30条	
7	中期目標期間の終了時に知事が所要の措置を講ずる際の意見	第31条第2項	
8	一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって知事が承認する際の意見	第40条第5項	
9	重要な財産の処分をするに当たって知事が認可する際の意見	第44条第2項	
10	地方独立行政法人の吸収合併を行う際の意見	第108条第2項	新規
11	地方独立行政法人の新設合併を行う際の意見	第112条第2項	新規

2. 分科会が議決を行う事務の内容 【法人ごとの個別性が高く、経営上迅速な対応が求められるもの】

	内 容	根 拠	備考
1	業務方法書に対して知事が認可する際の意見	第22条第3項	
2	中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	第26条第3項	
3	各事業年度における業務の実績についての評価	第28条	
4	各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び知事に対する通知	第28条	
5	各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	第28条	
6	各事業年度における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表	第28条	
7	知事による財務諸表の承認の際の意見	第34条第3項	
8	中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって知事が承認する際の意見	第40条第5項	
9	限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が認可する際の意見	第41条第4項	
10	短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見	第41条第4項	
11	出資等に係る不要財産の納付又は当該財産の譲渡収入の納付に対して知事が認可する際の意見	第42条の2第5項	新規
12	出資等に係る不要財産の譲渡により生じた当該財産の帳簿価格を超える額を納付しないことに対して知事が認可する際の意見	第42条の2第6項	新規
13	特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	第49条第2項	
14	一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	第56条第1項	

3. 幹事会が処理する事務の内容 【総合調整的な事務であるもの】

	内 容	根 拠	備考
1	一元的な評価等を実施するための指針の策定	規則又は要綱	
2	評価結果(評価・法人への勧告・結果の公表等)に対する評価指針等に基づく助言	規則又は要綱	